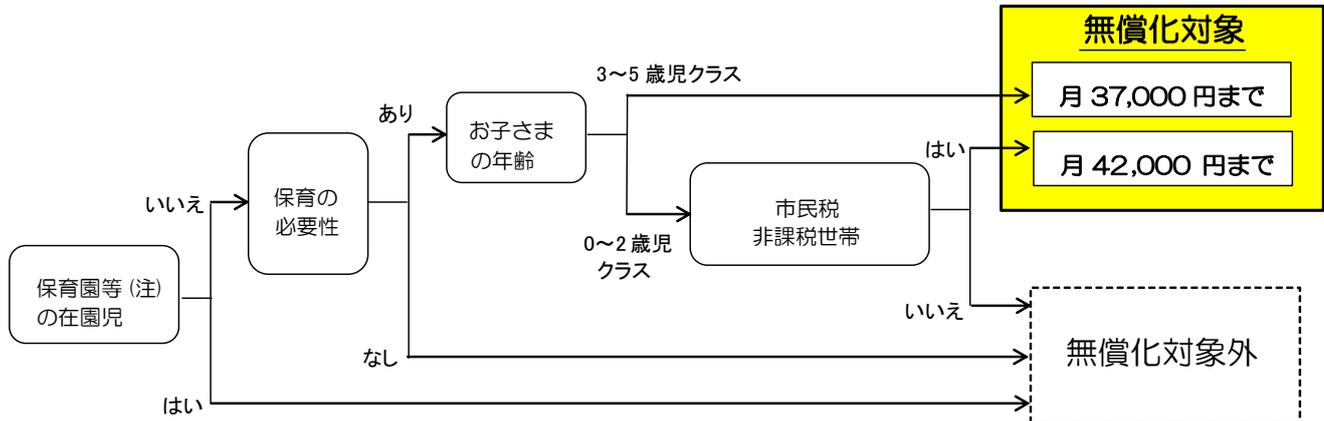


令和元年（2019年）10月1日～開始

公立保育園の一時保育等の無償化について

公立保育園の一時保育、休日保育、緊急保育、年末保育、定期利用保育が無償化の対象となる場合があります。

対象となるお子さまと金額



(注) 保育園等…認可保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、認定こども園、企業主導型保育事業、幼稚園(平日8時間以上かつ開所日数200日以上)の預かり保育を提供している場合)
保育園等の在園児は既に無償化の対象となっています。

※ 幼稚園(平日8時間以上かつ開所日数200日以上)の預かり保育を提供していない場合)や認可外保育施設に在籍している方が、公立保育園の一時保育等を利用する場合は、無償化対象金額が異なります。詳細は八王子市保育幼稚園課(042-620-7248)にお問い合わせください。

必要な手続

○認定手続

利用日の前月15日※までに八王子市に申請書類を提出し、保育の必要性の認定を受ける必要があります。
認定申請に必要な書類一式は、八王子市子育て応援サイトまたは、右のQRコードからご確認ください。

※15日が土・日曜日又は祝日の場合は、直前の本庁開庁日

○請求手続

- 1 これまでどおり利用料を一旦お支払いいただきます。
- 2 請求書に次の書類の原本を添えて八王子市に提出
 - ・領収書(利用料お支払いの際に発行)
 - ・提供証明書(利用日の翌月以降に郵送)
- 3 八王子市が審査のうえ指定口座に振込

詳細な手続き方法については、八王子市子育て応援サイトまたは、右のQRコードからご確認ください。

保育の必要性の詳細はこちら



認定申請書類はこちら



請求手続きの詳細はこちら



注意事項

- 認定をお持ちの場合も、利用事由が育児疲れの解消や冠婚葬祭、その他(私用)など、保育の必要性の事由(基準)に該当しない場合は、無償化の対象外となります。
- 利用料に含まれる給食費・おやつ代(内訳は下表のとおり)は無償化の対象外となります。
- 領収書・提供証明書の原本は再発行できないため、請求手続まで大切に保管してください。
- 休日保育を利用の保育園在園児については、これまでどおり要件を満たせば休日保育料は無料となります。
- 八王子市外に在住の方は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

特別保育料及び給食費一覧

種別	利用区分・利用時間	特別保育料	給食費・おやつ代
一時保育	1日 午前8時30分から午後5時まで	日額 3,200円	うち 275円
	A 4時間 午前8時30分から午後0時30分まで	日額 1,600円	うち 205円
	B 5時間 午前9時30分から午後2時30分まで	日額 2,000円	うち 205円
	C 6時間 午前10時から午後4時まで	日額 2,400円	うち 275円
緊急保育	午前7時30分から午後6時30分まで	週額 10,000円	うち 1,375円
休日保育	午前7時30分から午後6時30分まで	日額 3,000円	うち 70円
年末保育	午前7時30分から午後6時30分まで	日額 3,000円	うち 70円
定期利用保育	週12時間以上16時間未満	月額 15,400円	うち 3,300円
	週16時間以上20時間未満	月額 19,800円	うち 4,400円
	週20時間以上24時間未満	月額 24,200円	うち 5,500円
	週24時間以上28時間未満	月額 28,600円	うち 5,500円
	週28時間以上32時間未満	月額 33,000円	うち 5,500円
	週32時間以上36時間未満	月額 37,400円	うち 5,500円
	週36時間以上40時間以内	月額 41,800円	うち 5,500円

【問い合わせ先】

○一時保育等の無償化について

八王子市子ども家庭部子どもの教育・保育推進課
公立保育所運営担当 042-620-7447

○認定手続きについて

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課

入所担当 042-620-7369

○請求手続きについて

給付担当 042-620-7248